

出前講座を開講

市民の皆さんが「知りたい・聞きたい・学びたい」ことを、市・関係行政機関の職員が講師として地域に伺って説明します。

※会場の手配や準備は申込団体でお願いします。

※受講希望日の2〜1か月前までに申し込みください。

▼利用できる方
市内に在住・在勤・在学の方10人以上で構成される団体

▼申込方法
申込書および申込書を提出

▼実施の際は「大網白里市出前講座」として開催し、参加者への周知や進行などは、申込団体で行ってください。

▼開催期間
令和8年3月31日(火)まで(年末年始を除く)

▼申込書および講座メニュー
配布場所
市ホームセンター、中部コミュニティセンター、白里出張所

▼申込書および申込書を提出
申込書は、申込団体の負担です。

定額減税不足額給付金を支給

令和6年度に支給した調整給付金の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方に対し、不足額給付金を支給します。

▶対象
不足額給付①=調整給付金の算定に際し、令和5年所得などを基にした推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方

不足額給付②=次の要件をすべて満たす方
・令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額が0円

・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう
・低所得世帯向け給付(R5非課税給付など、R6非課税化給付など)対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

▶支給額
不足額給付①=「不足額給付時の所要額」-「調整給付時の所要額」との差額

※詳細は、対象者宛に送付される書類をご確認ください。

不足額給付②=原則4万円
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は、3万円。

▶申請方法
対象の方には、8月中旬以降に順次書類を送付しています。

※令和6年1月2日以降に本市に転入し、支給の対象となる方には、9月以降に順次書類を送付します。

届いた書類による申請方法は、次のとおりです。

①支給のお知らせが届いた方=記載事項に相違がなく、支給口座にも変更がない場合は、手続きの必要がありません。記載された支給日に支給されます。

※支給口座を変更する場合や、給付金を受給しない場合のみ、手続きが必要となります。

②確認書または申請書が届いた方=申請手続きが必要です。郵送またはオンラインで申請してください。

※郵送の場合は、必要事項を記入し、本人確認書類などを添えて、同封の返信用封筒で返送してください。

※オンライン申請(①の支給口座の変更を含む。)は、同封の案内チラシの申請フォームからアクセスしてください。

▶申請締切=10月31日(金)(消印有効)

〒・ 総務課行政班
☎(70) 0300



▲制度の詳細(市ホームページ)

男女共同参画だより

令和6年9月に市内に住所のある事業所を対象に行った、男女共同参画に関する意識調査の結果の一部を紹介いたします。

意識調査において、ハラスメントの防止の取り組みについて質問したところ、「実施している」「今後実施する予定」とした割合がすべての項目において前回調査から上昇し5割を超えており、多くの事業所においてハラスメント防止への意識が高まっていることが伺えます。

セクシュアル・ハラスメントやパ

ワー・ハラスメントなどのハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになります。固定的な性別役割分担意識が、このようなハラスメントの発生の原因や背景となることがあります。

性別で役割を固定的に考えるのではなく、仕事、家事、育児など、性別を問わず互いに協力し合いながら、個性と能力が十分に発揮できる社会を目指しましょう。

●ハラスメント防止のための取組状況 (単位: %)

	0	20	40	60	80	100
ハラスメント禁止規定		57.8		20.0		22.2
相談窓口		52.2		20.0		27.8
対応マニュアル		37.8		27.8		34.4
研修		36.7		25.6		37.8
啓発		32.2		21.1		46.7
実態調査		33.3		21.1		45.6

■実施している ■今後実施する予定 ■実施する予定はない
 閩地域づくり課市民協働推進班 ☎(70) 0342

令和8年度実施住民協働事業の提案

料を求める人に販売する。

住民協働事業とは、さまざまな団体と市が、お互いの特性を生かして協力しながら公共的課題に取り組みます。実施団体には、補助金を交付しています。

▼対象事業
・住民提案型事業Ⅱ
住民団体が提案した、公共的な課題の解決、または地域活性化につながる事業(テーマは自由・補助限度額30万円)

・所有不明土地除草等事業
雑草の除去に関する相談を受けた市内の土地のうち、相続放棄などで所有者が判明しない土地について、除草や剪定作業を行う。

・行政提案型事業Ⅱ
市が提示する課題に対し、住民団体が実施方法を提案した事業(補助限度額は事業内容により定めます)

・地域でたい肥化
地域規模での大型たい肥化装置などを使用し、生ごみを共同でたい肥化させ、有機肥

・地域猫活動
地域住民が主体となり、地域にいたる野良猫の不妊去勢手術を行い、餌のやり方やふん等の始末などに関するルールを定め、地域で野良猫を適性に管理することで、野良猫によるトラブルを減らし住みよい地域を目指す。

◆行政提案型事業Ⅱ
「郷土の歴史書概要版(仮)」の編集業務

図書室の郷土資料を活用して、「郷土の歴史書概要版(仮)」を作成する。

青年期・壮年期の働き盛り世代が、参加しやすい場所・時間帯等で運動体験会を開催し、運動を継続するための効果的な情報提供を行う。

「郷土の歴史書概要版(仮)」の編集業務

図書室の郷土資料を活用して、「郷土の歴史書概要版(仮)」を作成する。

青年期・壮年期の働き盛り世代が、参加しやすい場所・時間帯等で運動体験会を開催し、運動を継続するための効果的な情報提供を行う。

お困りごとはありませんか? 9月・10月は行政相談月間

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者であり、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人が配置されています。

▼相談日時
9月18日(木)、10月16日(木)13時~16時
▼会場
中央公民館相談室
閩地域づくり課市民協働推進班
☎(70) 0342

総務省と連携を図りながら、皆さんからの行政に関する苦情や意見、要望をお聞きして、公平な立場から相談した方に助言したり、関係する行政機関などに通知したりする活動を無報酬で行っています。

市では、毎月第3(木)に定例行政相談所において相談を受け付けています。相談は無料で、秘密は守られます。



令和8・9年度の入札参加資格審査申請の受付

令和8・9年度に市が発注する建設工事、測量・コンサル、物品、委託の入札に参加を希望される方は、「ちば電子調達システム」を利用して入札参加資格審査申請の手続きをしてください。

▶業種区分
①建設工事
②測量・コンサル
③物品
④委託
▶受付期間=9月16日(火)~11月17日(月)17時まで

▶書類提出先
〒260-0855
千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁南庁舎2階
千葉県電子自治体共同運営協議会

▶マニュアル等の入手先
ちば電子調達システムホームページ
▶名簿有効期間
令和8年4月1日(水)~令和10年3月31日(金)
閩財政課契約管財班
☎(70) 0312



▲市ホームページ



▲ちば電子調達システムホームページ